

岩国市急傾斜地対策費補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和 7 年 4 月 1 日

岩国市長 福 田 良 彦

岩国市急傾斜地対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、土砂災害に対する防災・減災の観点から、市民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊の防止又は崩壊後の早期復旧に必要な工事（以下「工事」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で岩国市急傾斜地対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成 18 年規則第 53 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 急傾斜地 直高が 2 メートル以上かつ傾斜度が 30 度以上である土地をいう。
- (2) 保全対象家屋 所有者が現に住居として使用しており、かつ、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める範囲（以下「対象範囲」という。）内にその全部又は一部が存する家屋をいう。
 - ア 急傾斜地の上に家屋がある場合 急傾斜地の上端から、当該急傾斜地の直高に相当する距離の範囲
 - イ 急傾斜地の下に家屋がある場合 急傾斜地の下端から、当該急傾斜地の直高の 2 倍に相当する距離の範囲

(補助対象工事)

第 3 条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす工事とする。

- (1) 市内の急傾斜地で行う工事であること。
- (2) 保全対象家屋が市内にあること。
- (3) 原則として次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める範囲内の急傾斜地で行う工事であること。
 - ア 急傾斜地の上に保全対象家屋がある場合 急傾斜地の上端における 2 地点から保全対象家屋の外周（家屋の一部のみが対象範囲内に存する場合は、当該存する部分のみの外周）に向けて 2 本の垂直線を引いた場合において、当該 2 地点の距離が最大となる地点を両端とする範囲
 - イ 急傾斜地の下に保全対象家屋がある場合 急傾斜地の下端における 2 地点から保全対象家屋の外周（家屋の一部のみが対象範囲内に存する場合は、当該存する部分のみの外周）に向けて引いた 2 本の直線と当該 2 地点から引いた 2 本の垂直線とのなす角度がそれぞれ 30 度となる場合において、当該 2 地点の距離が最大となる地点を両端とする範囲

(補助対象者)

第 4 条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助対象工事を行う急傾斜地の所有者又は補助対象工事に係る保全対象家屋の所有

者であること。

- (2) 営利を目的として補助対象工事を行う者でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）をしようとする年度において、補助対象工事を行う者であること。
- (5) 補助対象工事の完了後は、当該補助対象工事を行った急傾斜地が次のアからケまでに掲げる事業に該当しなくなる可能性があることについて、承諾する者であること。

ア 急傾斜地崩壊対策事業

イ 自然災害防止事業

ウ 岩国市小規模急傾斜地崩壊対策事業

エ 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

オ 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

カ 岩国市がけ崩れ災害緊急対策事業

キ 民有林補助治山事業

ク 林地崩壊防止事業

ケ 小規模治山事業

- (6) 岩国市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、補助対象工事の費用の 2 分の 1 以内とし、交付申請に係る保全対象家屋 1 戸につき 200 万円を上限とする。

- 2 補助対象工事の費用は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が提出する見積書の額又は市が積算する額のいずれか低い額とする。
- 3 同一の保全対象家屋に係る補助金の交付は、1 回限りとする。
- 4 補助対象工事が、補助の対象とならない工事と一体のものであるときは、それぞれの工事の面積を^{あん}按分し、補助対象工事の費用を算出するものとする。

（交付申請）

第 6 条 申請者が交付申請のために市長に提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 岩国市急傾斜地対策費補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 申請場所及び申請者一覧（様式第 2 号）
- (3) 補助対象工事を行う急傾斜地及び補助対象工事に係る保全対象家屋の位置図、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条第 1 項に規定する地図、写真及び登記事項証明書
- (4) 工事の平面図、断面図、見積書及び積算資料
- (5) 市税の完納証明書
- (6) 相手方登録申出書
- (7) 第 2 条第 1 号及び第 2 号並びに第 3 条第 3 号に規定する要件を満たすことが確認できる図面等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 交付申請は、補助対象工事を行う急傾斜地の所有者及び補助対象工事に係る保全対象

家屋の所有者が行うものとする。

- 3 同一の補助対象工事に係る申請者が2人以上の場合は、連名で申請を行うものとし、そのうち1人を申請代表者とする。

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、岩国市急傾斜地対策費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者（申請者が2人以上の場合にあっては、申請代表者）に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、岩国市急傾斜地対策費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者（申請者が2人以上の場合にあっては、申請代表者）に通知するものとする。

- 3 市長は、交付決定に当たり必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（工事の内容の変更等）

第8条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が工事の内容を変更し、又は工事を中止し、若しくは廃止しようとする場合に市長に提出する書類は、岩国市急傾斜地対策費補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）とする。

第9条 市長は、前条の規定による承認申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、岩国市急傾斜地対策費補助金（変更・中止・廃止）承認書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者が実績報告のために市長に提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 岩国市急傾斜地対策費補助金実績報告書（様式第7号）
 - (2) 工事の施工前、施工中及び施工後の写真
 - (3) 工事の費用の支出が確認できる書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、補助事業者に対し、工事を完了した日から起算して15日以内又は交付申請をした日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに前項の書類を提出するよう求めるものとする。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条第1項の実績報告があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岩国市急傾斜地対策費補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者が補助金の請求のために市長に提出する書類は、岩国市急傾斜地対策費補助金請求書（様式第9号）とする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。